

産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6年6月30日			
広島県知事様			
提出者 広島県東広島市安芸津町三津4234			
住所 三協化成株式会社安芸津事業所			
氏名 取締役 事業所長 榎 真一郎			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0846-45-1160			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	三協化成株式会社 安芸津事業所		
事業場の所在地	東広島市安芸津町三津4234番地		
事業の種類	化学工業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値		別紙4のとおり	
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

計画の実施状況

不要物等発生量

有償物量

排出量

①
0

項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

(産業廃棄物の種類:)

別紙3のとおり

②
自ら直接再生利用した量

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

⑥
自ら中間処理した後の残さ量

自ら中間処理により減量した量

⑦

⑧
自ら中間処理した後再生利用した量

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和5年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
産業廃棄物の種類														
燃え殻														
汚泥	232									232	131			
廃油	2970									2970	1207	213		
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	73									73	24	21		
紙くず														
木くず	7									7	1	1		
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	2									2	0	0		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1									1	1	0		
鉱さい														
がれき類														
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
水銀回収義務付け製品(計測器)	0.01									0.01	0.01	0		
合計	3286	0	0	0	0	0	0	0	0	3286	1365	236	0	0

別紙3ーその2

単位:トン/年

	実 績 値									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った 量	⑤ 自ら熱回収 を行った量	⑦ 自ら中間処 理により減 量した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量
産業廃棄物の種類										
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	232	0	0	0	0	232	131	0	0	0
廃油	2970	0	0	0	0	2970	1207	213	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	73	0	0	0	0	73	24	21	0	0
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	7	0	0	0	0	7	1	1	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
鋳さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水銀回収義務付け製品(計測器)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3286	0	0	0	0	3286	1365	236	0	0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和5年度実績)

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	3121	①排出量	3286
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		②自ら直接再生利用した量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	
全処理委託量	3121	⑩全処理委託量	3286
優良認定処理業者への処理委託量	1296	⑪優良認定処理業者への処理委託量	1365
再生利用業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量	236
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和6年6月30日			
広島県知事 様			
提出者			
住所		広島県東広島市安芸津町三津4234	
氏名		三協化成株式会社安芸津事業所	
取締役		事業所長	榎 真一郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号		0846-45-1160	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和3年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		三協化成株式会社 安芸津事業所	
事業場の所在地		東広島市安芸津町三津4234番地	
事業の種類		化学工業	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和5年4月1日～令和6年3月31日	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値 別紙8のとおり			
項目		目標値	
排出量		t	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
全処理委託量		t	
優良認定処理業者への処理委託量		t	
再生利用業者への処理委託量		t	
認定熱回収業者への処理委託量		t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度 184.819 t 前年度 149.298 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 平成19年10月01日より電子情報処理組織を利用した登録、マニフェストの交付を実施している。			
※事務処理欄			

計画の実施状況

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

別紙7のとおり

自ら直接再生利用した量

自ら直接埋立処分した量

自ら中間処理した量

④のうち熱回収を行った量

前々年度
前年度

自ら中間処理した後の残さ量

自ら中間処理により減量した量

自ら中間処理した後再生利用した量

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量

⑩のうち熱回収認定
業者以外の
熱回収を行う業者
への処理委託量

項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

（第2面）

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和5年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類														
廃油	71.176									71.176	71.110			
廃酸	21.475									21.475	21.475			
廃アルカリ	53.597									53.597	38.687			
感染性産業廃棄物														
ばいじん														
燃え殻														
汚泥														
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)														
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)														
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)														
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)														
鉱さい(特定有害産業廃棄物)														
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)														
燃え殻(特定有害産業廃棄物)														
ばいじん(特定有害産業廃棄物)														
廃油(特定有害産業廃棄物)														
汚泥(特定有害産業廃棄物)														
廃酸(特定有害産業廃棄物)														
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)														
廃水銀(特定有害産業廃棄物)														
合計	146.248	0	0	0	0	0	0	0	0	146.248	131.272	0	0	0

別紙7-その2

	実 績 値(単位:トン/年)									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った量	⑤ 自ら熱回収を 行った量	⑦ 自ら中間処 理により減量 した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う 業者への処 理委託量
特別管理産業廃棄物の種類										
廃油	71.176	0	0	0	0	71.176	71.11	0	0	0
廃酸	21.475	0	0	0	0	21.475	21.475	0	0	0
廃アルカリ	53.597	0	0	0	0	53.597	38.687	0	0	0
感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃水銀(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	146.248	0	0	0	0	146.248	131.272	0	0	0

別紙8(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和5年度実績)

単位:トン/年

目標値(前年度に提出した 特別管理産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	175.571	①排出量	146.248
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		②+⑧自ら直接再生利用を行った量	
自ら熱回収を行う産特別管理産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
全処理委託量	175.571	⑩全処理委託量	146.248
優良認定処理業者への処理委託量	129.974	⑪優良認定処理業者への処理委託量	131.272
再生利用業者への処理委託量		⑫再生利用業者への処理委託量	
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月30日	
広島県知事様	
提出者	
住所	広島県東広島市安芸津町三津4234
氏名	三協化成株式会社安芸津事業所
取締役 事業所長	榎 真一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0846-45-1160
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三協化成株式会社 安芸津事業所
事業場の所在地	東広島市安芸津町三津4234番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙 1, 2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量

計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	232.117	220.511									232.117	220.511	131.103	124.548						
廃油	2970.31	2821.795									2970.31	2821.795	1207.112	1146.756						
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	72.995	69.345									72.995	69.345	24.07	22.867						
紙くず																				
木くず	7.347	6.980									7.347	6.980	1.38	1.311						
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	2.14	2.033									2.14	2.033	0.06	0.057						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.85	0.808									0.85	0.808	0.85	0.808						
鋳さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
水銀回収義務付け製品(計測器)	0.013	0.012									0.013	0.012	0.013	0.012						
合計	3285.772	3121.4834	0	0	0	0	0	0	0	0	3285.772	3121.4834	1364.588	1296.3586	0	0	0	0	0	0

別紙2（廃棄物処理法一産業廃棄物処理計画書）

【会社名】

三協化成株式会社 安芸津事業所

1. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

《事業の規模 他》

(1) 資本金

4億4千万円

(2) 従業員数

159名

(3) 製造品出荷額等

38億円／年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(4) 製造概要、製造等フローシート

①製造概要

三協化成(株)安芸津事業所では、半導体原料、ゴム加硫剤、医薬中間体、樹脂原料、農薬原料等、多種の工業用化学薬品を製造している。

fig. 1 生産量（令和5年度実績）

カテゴリーの種類	生産量(t／年)
半導体原料	約 81
ゴム加硫剤	約 16
医薬中間体	約 86
樹脂原料	約 1212
農薬原料	約 28
その他	約 7

②製造フローシート

別紙. 2-①をご参照願います。

(5) 配置図

別紙. 2-②をご参照願います。

(6) 事業展望

コア事業に特化し世界から信頼される中堅化学メーカーを目指す。
お客様がご要望(需要)される品質を徹底した精緻生産の中で作り込み、
優位性あるコア事業と誠意あるサービスでお客様の信頼に応えていきます。

(7) 連絡先

担 当 者:三協化成株式会社 安芸津事業所
管理部 物流担当

電話番号:0846-45-1160(代)

《産業廃棄物の一連の処理の工程》

(1) 廃棄物発生フロー図

別紙. 2-①をご参照願います。

別紙2（廃棄物処理法―産業廃棄物処理計画書）

2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（1）責任者及び管理組織図

統括責任者		(所属) 安芸津事業所	(役職・氏名) 取締役 事業所長 丹下 勝紀
廃棄物担当		廃棄物管理責任者	: 物流担当
		廃棄物発生管理担当者	: 製造担当
		廃棄物配送管理担当者	: 物流担当
役 割	統括責任者	①廃棄物処理方針の策定 ②廃棄物処理に関する各種事業の決定、承認	
	廃棄物管理責任者 (物流担当)	①処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ②廃棄物管理状況の把握と改善案の検討 ③処理委託契約の締結 ④監督官庁への各種報告 ⑤マニフェストの交付、管理	
	廃棄物発生管理 担当者 (製造担当)	①廃棄物の発生管理 ②廃棄物の製品別管理、原単位評価 ③廃棄物発生削減の計画と実施	
	廃棄物配送管理 担当者 (物流担当)	①処理業者の配車手配 ②処理業者の車両受付 ③処理業者への引取り立会い	

廃 棄 物 管 理 組 織

統括責任者（事業所長）

廃棄物管理責任者
(特別管理産業廃棄物責任者)

物流担当
廃棄物管理責任者

物流担当
廃棄物配送管理
担当者

製造担当
廃棄物発生管理
担当者

品質管理部

開発部

開発部

事務所

廃棄物置場

生産ライン

CA LAB

PT LAB

R&D LAB

（2）管理体制の強化

①管理体制

事業所内の各部署と協力し、廃棄物処理に対処するため、設計・開発部門にも協力を仰ぎ、廃棄物の分別化、減少化、再利用が出来ないか、一体となって改善する。

②管理方法

廃棄物管理状況の把握強化と改善案の検討推進を図る。

（3）教育・研修

- ・廃棄物の処理に関する責任と権限を定め、社内に周知する。
- ・廃棄物の分別、法規制等の手順書を作成し、各部署で教育する。
- ・廃棄物の削減目標を計画し、各部署で教育する。
- ・年間の教育計画を作成し、その中で廃棄物に関する研修等の参加を計画する。

（4）情報公開

廃棄物処理に関して発生、分別等情報開示の依頼があれば、可能な限り情報を公開する。
また、地域における事業所見学、学生の研修受入を積極的に実施し、相互の理解を深める。

別紙2（廃棄物処理法一産業廃棄物処理計画書）

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を順守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ②処理業者に委託する場合、収集運搬から処理に至まで確認し、的確に管理する。
- ③処分量の削減、再利用の拡大について、定期的な見直しを行う。
- ④廃棄物の処理について次の項目を設計・開発、実施し、必要な指導をする。
 - [発 生 抑 制] ・ 工程内リサイクルの推進
 - ・ 製造方法の検討
 - [そ の 他] ・ 処理内容の確認と処理業者と適正な委託契約の締結をする。
 - ・ 廃棄物の燃料化の推進
 - ・ 産業廃棄物の適正処理を確保する。

fig. 2 産業廃棄物の抑制目標に関する事項

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) 令和5年度	発生量計画 (t/年) 令和6年度	排出抑制量 (t/年)	具体的取り組み
廃 油	2,970.310	2,821.795	148.516	溶媒のリサイクル、燃料化
汚 泥	232.117	220.511	11.606	工程改良、混合・固化（原料化）
ア ル カ リ	0.000	0.000	0.000	現状で維持
廃 プ ラ	72.995	69.345	3.650	仕分けによる低減、燃料化
金 属 く ず	2.140	2.033	0.107	現状で維持
木 く ず	7.347	6.980	0.367	燃料化
廃 ガ ラ ス	0.850	0.808	0.043	現状で維持
水銀回収義務付け製品 (計 測 器)	0.013	0.012	0.001	現状で維持

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

fig. 3 産業廃棄物の種類別発生・処理状況（令和3年度実績）

		廃油（t）	汚泥（t）	廃プラ（t）	アルカリ	金属くず（t）	木くず（t）	廃ガラス（t）	水銀回収義務付製品
排出量合計		2,970.310	232.117	72.995	0.000	2.140	7.347	0.850	0.013
委託処理	燃料化	153.970	0.000	17.420	0.000	0.000	3.470	0.000	0.000
	中間処理方法	焼却	焼却	焼却	中和	焼却	—	破碎	ばい焼
	中間処理	2,816.340	232.117	55.575	0.000	2.140	3.877	0.850	0.013
	最終処分量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

fig. 4 産業廃棄物の種類別性状の説明

廃 油	潤滑油、アルコール類の廃溶剤類、シンナー
汚 泥	濃縮処理後の有機物、原液濾過後の無機物等
廃 プ ラ	ポリエチレンくず、発砲スチロールくず、合成ゴムくず、塩化ビニールくず等
ア ル カ リ	洗浄での廃液
金 属 く ず	廃棄鉄ドラム缶等
木 く ず	木製パレット等
廃 ガ ラ ス	実験・分析器具、試薬ビン、窓ガラス等
水銀回収義務付け製品 (計 測 器)	温度計、圧力計測機器

5. 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。

6. 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

- ・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。

7. 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

- ・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。

別紙２（廃棄物処理法－産業廃棄物処理計画書）

８．産業廃棄物の処理の委託に関する事項

（１）産業廃棄物処理の現状

製品の需要の変化と高品質化に対応するため、当事業所から発生する産業廃棄物の予測はつきにくい、生産数量に比例する傾向にある。

令和４年度の産業廃棄物の量は昨年度と比べ増加した。

今年度の当事業所の稼働率は約73％であった。

生産品目により使用する原料も異なり、その種類は多様にあるため、廃棄物の量は使用する原料に大きく影響を受ける。

その中で、生産計画から予測される産業廃棄物発生量の確度を上げることで、廃油は、燃料化する業者へ引き取ってもらう計画を増やすなどして、焼却処分を減少させる様に努めている。

令和５年度、当事業所から委託される産業廃棄物の処理方法の内訳は、

焼却処分 約3285.77 t／年、破碎処分 約0.85t／年、ばい焼処分 0.01t／年であった。

そのうち燃料化する廃油 約153.9 t／年、

固形燃料化される廃プラ 約20.72 t／年、木くず 約1.38 t／年であった。

fig. 5 産業廃棄物処理の内訳（令和５年度実績）

再生利用量	中間処理量	最終処分量
235.59 t／年	3285.77 t／年	0 t／年

（２）目標の設定

- ①焼却処分だけでなく、廃油の燃料化による処分（残渣はセメント原料）、廃プラの分別による燃料化を継続する。
- ②今年度の工場の稼働は、前年度、同等と想定される。しかし、生産品目によって、廃棄物の種類、量は変化することが予測される。その中で減少化に努めなければならない。
- ③その他の取り組み
 - ・廃棄物の性状把握と処理状況の記録
 - ・処理業者への定期的な視察による確認
 - ・マニフェスト票の管理徹底

fig. 6 産業廃棄物処理の課題

発生抑制	含水率の低下、溶媒リサイクル、工程改良
再生利用	廃プラの分別の徹底で固形燃料化を増化させ、焼却、埋立を減らす
中間処理(委託)	廃油の燃料化による処理、廃プラの固形燃料化による処理

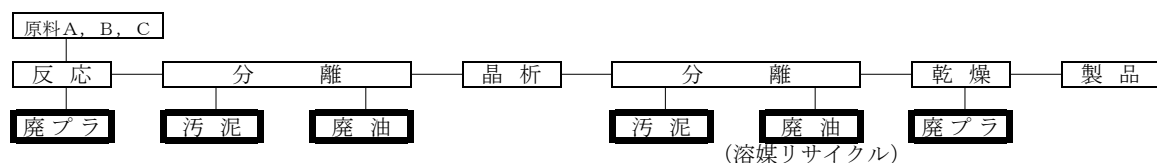
（３）中長期的課題

- ①環境関連の法令及び社会が定める指定等を順守し、環境改善に努める。
- ②環境汚染防止と資源の有効活用を目指し、廃棄物の削減と再生利用の推進を図る。
- ③製品の生産・販売にあたり、輸送上の安全と廃棄物になった場合の環境への影響に配慮する。

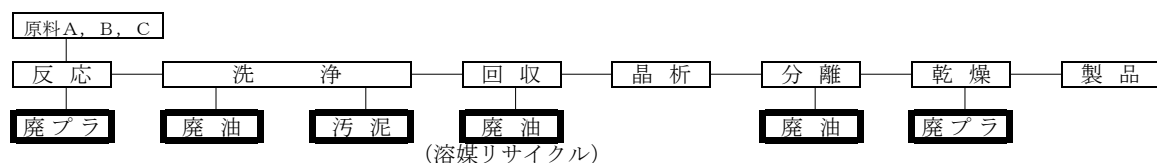
【製造フローシート】

- ・主な発生工程例

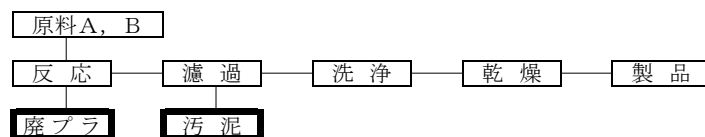
- ・半導体原料① 製造フローシート



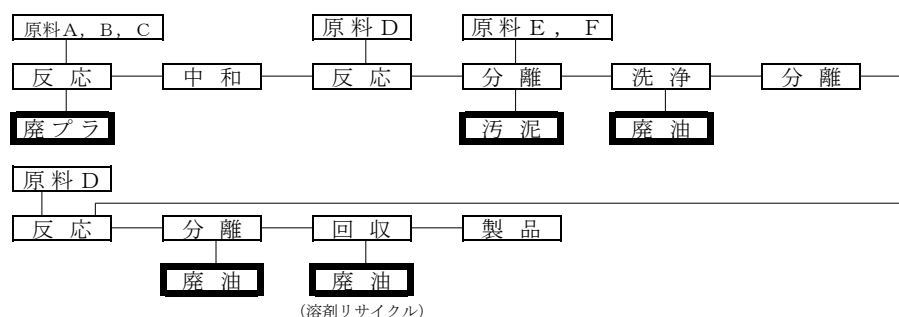
- ・半導体原料② 製造フローシート



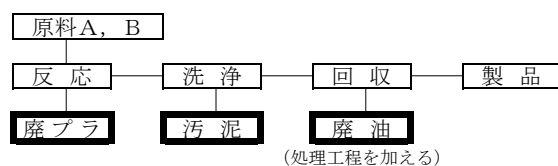
- ・ゴム加硫剤



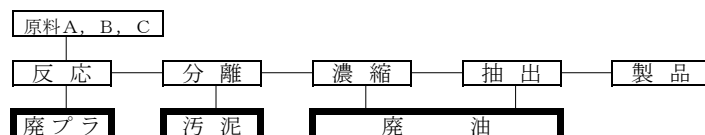
- ・医薬中間体① 製造フローシート



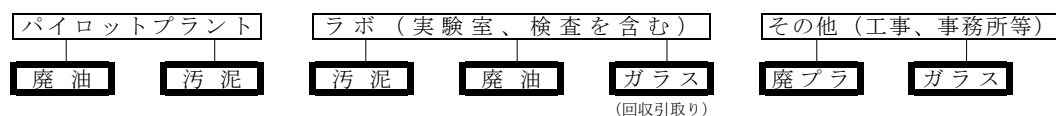
- ・医薬中間体② 製造フローシート



- ・その他（有機金属化合物） 製造フローシート



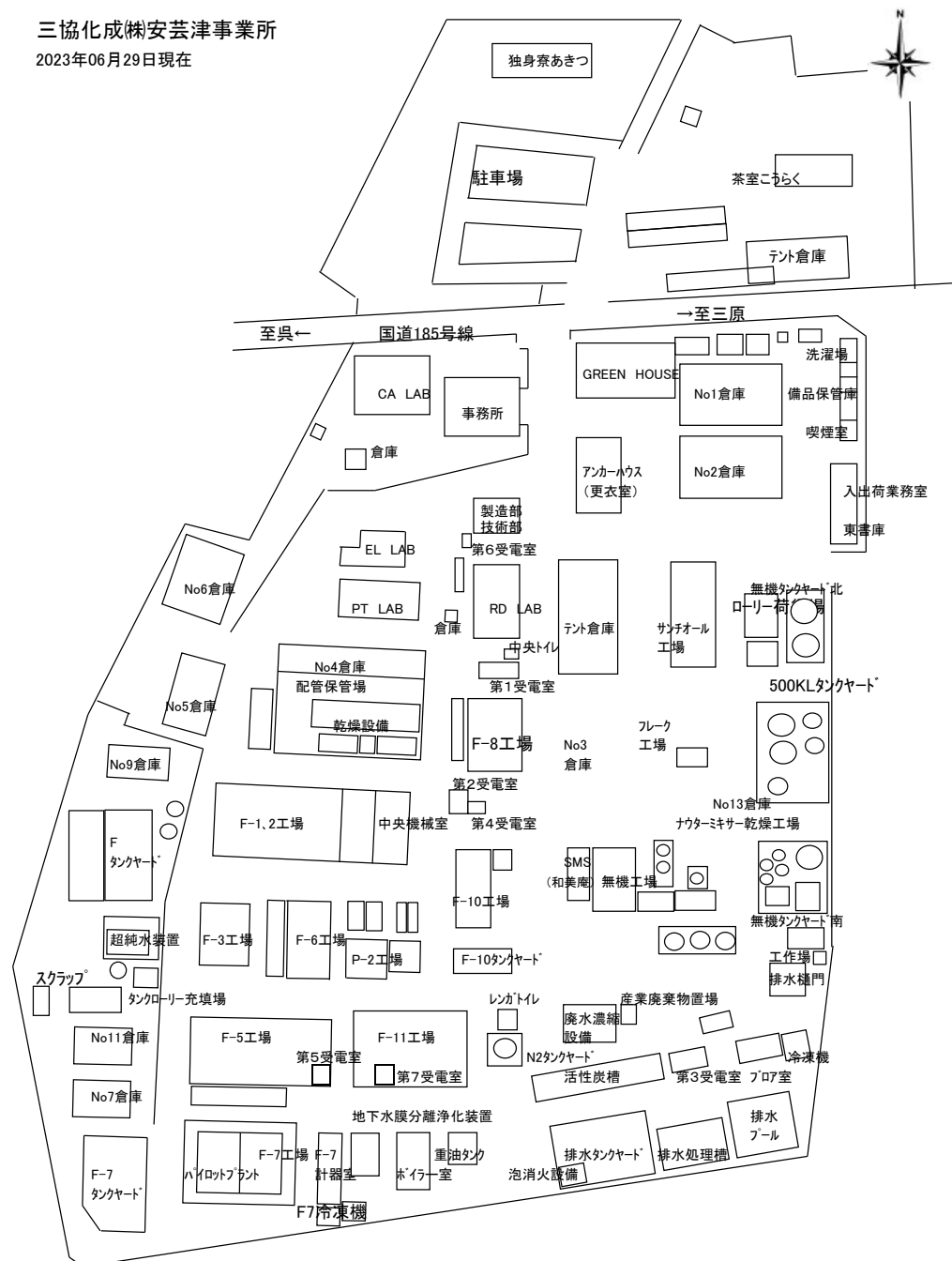
- ・パイロットプラント、ラボ、その他フローシート



配置図

三協化成(株)安芸津事業所

2023年06月29日現在



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月30日

広島県知事 殿

提出者 広島県東広島市安芸津町三津4234

住所 三協化成株式会社安芸津事業所

氏名 取締役 事業所長 榎 真一郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0846-45-1160

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三協化成株式会社 安芸津事業所
事業場の所在地	東広島市安芸津町三津4234番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙5，6のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙5, 6のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙5, 6のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】 別紙5, 6のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙5， 6 のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（ 年度）実績】 別紙5． 6 のとおり		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量

計画：今年度（令和5年度）計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										電子情報処理組織の使用に関する事項
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状
廃油	71.176	67.617									71.176	67.617	71.11	67.555							
廃酸	21.475	20.401									21.475	20.401	21.475	20.401							
廃アルカリ	53.597	50.917									53.597	50.917	38.687	36.753							
感染性産業廃棄物																					
ばいじん																					
燃え殻																					
汚泥																					
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)																					
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																					
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																					
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																					
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																					
廃石棉等(特定有害産業廃棄物)																					
燃え殻(特定有害産業廃棄物)																					
ばいじん(特定有害産業廃棄物)																					
廃油(特定有害産業廃棄物)																					
汚泥(特定有害産業廃棄物)																					
廃酸(特定有害産業廃棄物)																					
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)																					
廃水銀																					
合計	146.248	138.9356	0	0	0	0	0	0	0	0	146.248	138.9356	131.272	124.7084	0	0	0	0	0	0	0

別紙6（廃棄物処理法－特別管理産業廃棄物処理計画書）

【会社名】

三協化成株式会社 安芸津事業所

1. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

《事業の規模 他》

(1) 資本金

4億4千万円

(2) 従業員数

159名

(3) 製造品出荷額等

38億円／年（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(4) 製造概要、製造等フローシート

① 製造概要

三協化成㈱安芸津事業所では、半導体原料、ゴム加硫剤、医薬中間体、樹脂原料、農薬原料等、多種の工業用化学薬品を製造している。

fig. 1 生産量（令和5年度実績）

カテゴリーの種類	生産量(t／年)
半導体原料	約 81
ゴム加硫剤	約 16
医薬中間体	約 86
樹脂原料	約 1212
農薬原料	約 28
その他	約 7

② 製造フローシート

別紙. 6-①をご参照願います。

(5) 配置図

別紙. 6-②をご参照願います。

(6) 事業展望

コア事業に特化し世界から信頼される中堅化学メーカーを目指す。
お客様がご要望(需要)される品質を徹底した精緻生産の中で作り込み、
優位性あるコア事業と誠意あるサービスでお客様の信頼に応えていきます。

(7) 連絡先

担 当 者: 三協化成株式会社 安芸津事業所
管理部 物流担当

電話番号: 0846-45-1160(代)

《産業廃棄物の一連の処理の工程》

(1) 廃棄物発生フロー図

別紙. 6-①をご参照願います。

別紙6（廃棄物処理法－特別管理産業廃棄物処理計画書）

2. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		(所属) 安芸津事業所	(役職・氏名) 取締役 事業所長	丹下 勝紀
廃棄物担当		廃棄物管理責任者 : 物流担当 廃棄物発生管理担当者 : 製造担当 廃棄物配送管理担当者 : 物流担当		
役割	統括責任者	①廃棄物処理方針の策定 ②廃棄物処理に関する各種事業の決定、承認		
	廃棄物管理責任者 (物流担当)	①処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ②廃棄物管理状況の把握と改善案の検討 ③処理委託契約の締結 ④監督官庁への各種報告 ⑤マニフェストの交付、管理		
	廃棄物発生管理 担当者 (製造担当)	①廃棄物の発生管理 ②廃棄物の製品別管理、原単位評価 ③廃棄物発生削減の計画と実施		
	廃棄物配送管理 担当者 (物流担当)	①処理業者の配車手配 ②処理業者の車両受付 ③処理業者への引取り立会い		

廃棄物管理組織

統括責任者（事業所長）

廃棄物管理責任者
(特別管理産業廃棄物責任者)

物流担当
廃棄物管理責任者

物流担当
廃棄物配送管理
担当者

製造担当
廃棄物発生管理
担当者

品質管理部

開発部

開発部

事務所

廃棄物置場

生産ライン

CA LAB

PT LAB

R&D LAB

(2) 管理体制の強化

- ①管理体制
- 事業所内の各部署と協力し、廃棄物処理に対処するため、設計・開発部門にも協力を仰ぎ、廃棄物の分別化、減少、再利用が出来ないか、一体となって改善する。
- ②管理方法
- 廃棄物管理状況の把握強化と改善案の検討推進を図る。

(3) 教育・研修

- ・ 廃棄物の処理に関する責任と権限を定め、社内に周知する。
- ・ 廃棄物の分別、法規制等の手順書を作成し、各部署で教育する。
- ・ 廃棄物の削減目標を計画し、各部署で教育する。
- ・ 年間の教育計画を作成し、その中で廃棄物に関する研修等の参加を計画する。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関して発生、分別等情報開示の依頼があれば、可能な限り情報を公開する。
また、地域における事業所見学、学生の研修受入を積極的に実施し、相互の理解を深める。

別紙6（廃棄物処理法－特別管理産業廃棄物処理計画書）

3. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

（1）基本的事項

①特別管理産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を順守するとともに行政の環境施策に協力する。

②処理業者に委託する場合、収集運搬から処理に至まで確認し、的確に管理する。

③処分量の削減、再利用の拡大について、定期的な見直しを行う。

〔発生抑制〕・工程内リサイクルの推進

・製造方法の検討

〔その他〕・処理内容の確認及び処理業者と適正な委託契約の締結をする。

・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。

fig. 2 特別管理産業廃棄物の抑制目標

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) 令和5年度	発生量計画 (t/年) 令和6年度	排出抑制量 (t/年)	具体的取り組み
引火性廃油	71.176	67.617	3.559	工程改良
強アルカリ	53.597	50.917	2.680	現状で維持
強酸	21.475	20.401	1.074	現状で維持
廃水銀	0.000	0.000	0.000	現状で維持

4. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

fig. 3 特別管理産業廃棄物の種類別発生・処理状況（令和5年度実績）

		引火性廃油	強アルカリ	強酸	廃水銀
排出量合計		71.176	53.597	21.475	0.000
委託処理	中間処理方法	焼却	焼却	焼却	ばい焼
	減量比	1/1000	1/1000	1/1000	1/1000
	中間処理	71.176	53.597	21.475	0
最終処分量		0 t	0 t	0 t	0 t

fig. 4 特別管理産業廃棄物の種類別性状の説明

引火性廃油	有機合成の溶媒等
強アルカリ	有機反応物抽出・洗浄での廃液
強酸	有機合成原料
汚泥（有害）	製品、原料の分析用試薬
廃酸（有害）	製品、原料の分析用試薬
廃水銀	計測器を処分するために処理したもの

5. 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。

6. 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。

7. 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

・現在のところ、特に取り組みはなく、予定もない。

別紙 6（廃棄物処理法－特別管理産業廃棄物処理計画書）

8. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

（1）特別管理産業廃棄物処理の現状

製品の需要の変化と高品質化に対応するため、当事業所から発生する特別管理産業廃棄物の予測はつきにくく、また、新規製品の品目変動の影響を受けやすい。
そのため、令和4年度の当事業所から、委託される特別管理産業廃棄物の処理委託量は、計画175 t／年に対し、実績は146 t／年であり、昨年度より減少した。
弊社の期初が10月であり、来期の計画が分かっていない為、予想が難しく、生産品目により排出量にばらつきがあるが令和5年度は今年度と同等であると見込まれる。

fig. 5 特別管理産業廃棄物処理の内訳（令和4年度実績）

再生利用量	中間処理量	最終処分量
0 t／年	146.248 t／年	0 t／年

（2）目標の設定

- ①他原料への切り替えにより、特別管理産業廃棄物の発生抑制を図るとともに再生利用の可能性を模索し、減少化を図る。
- ②その他の取り組み
 - ・特別管理産業廃棄物の性状把握と処理状況の記録
 - ・特別管理産業廃棄物処理業者への定期的な視察による確認
 - ・マニフェスト票の管理徹底

fig. 6 特別管理産業廃棄物処理の課題

発生抑制	原料の切り替え、減少化
再生利用	再生利用の可能性を探る
中間処理（委託）	許可業者による処理状況の把握

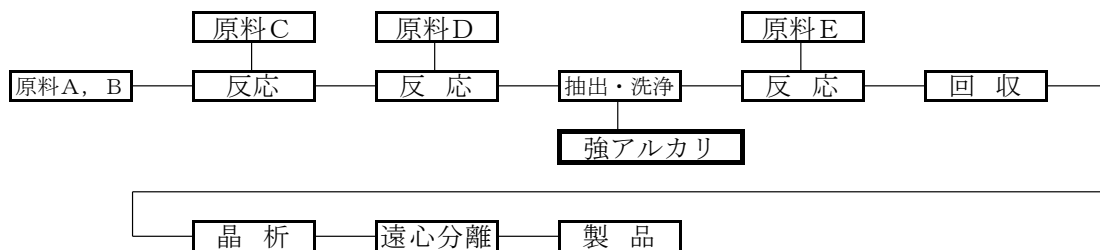
（3）中長期的課題

- ①環境関連の法令及び社会が定める指定等を順守し、環境改善に努める。
- ②環境汚染防止と資源の有効活用を目指し、特別管理産業廃棄物の削減と再生利用の推進を図る。
- ③製品の生産・販売にあたり、輸送上の安全と廃棄物になった場合の環境への影響に配慮する。

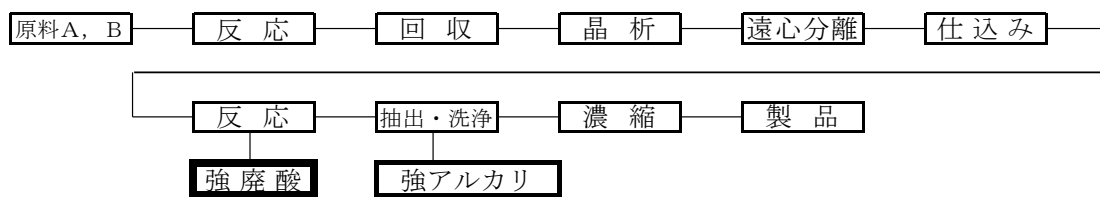
別紙 6 (廃棄物処理法—特別管理産業廃棄物処理計画書)

【製造フローシート】

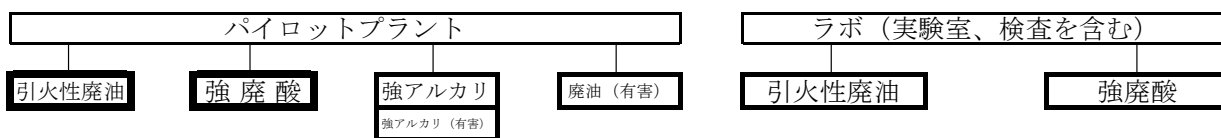
・製品A 製造フローシート



・製品B 製造フローシート



・パイロットプラント、ラボフローシート



別紙 6 (廃棄物処理法一特別管理産業廃棄物処理計画書)

配置図

三協化成(株)安芸津事業所

2023年06月29日現在

